

知多北部広域連合職員の旅費に関する条例

(平成11年6月1日 条例第8号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項の規定に基づき、公務のために旅行する職員(特別職の職員を除く。以下同じ。)に支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。

(旅費)

第2条 職員に支給する旅費の額及び支給方法については、東海市の職員の例による。

附 則

この条例は、平成11年6月1日から施行する。